

## 第2章 アルゼンチン農業基本政策の現状と展望<sup>104</sup>

### 2-1 アルゼンチンの農業の概要

#### 2-1-1 アルゼンチン地域別の農業概要

アルゼンチンの行政区分は州（Provincia）で区分され、23の州とブエノスアイレス自治市がある。州毎の概要は以下の様である。

図表 2-1 州の概要

地方区分	州名	面積 (km)	農用地面積		人口		農業経営体数	
			千ha	全国%	千人	全国%	件数	全国%
Pampa (パンパ)	ブエノスアイレス	307,571	23,233	18.1	16,603	45.8	51,116	15.3
	コルドバ	165,321	9,735	7.6	3,067	8.5	26,226	7.9
	エントレオス	78,781	4,406	3.4	1,158	3.2	21,577	6.5
	ラパンパ	89,680	6,133	4.8	299	0.8	7,775	2.3
	サンルイス	76,748	2,431	1.9	368	1.0	4,297	1.3
	サンタフェ	133,007	9,298	7.2	3,001	8.3	28,103	8.4
NOA (北西部)	カタマルカ	102,602	537	0.4	335	0.9	9,138	2.7
	フイ	53,219	683	0.5	612	1.7	8,983	2.7
	ラ・リオハ	89,680	249	0.2	290	0.8	8,116	2.4
	サルタ	155,488	1,320	1.0	1,079	3.0	10,297	3.1
	サンティアゴ・デル・エステロ	136,351	1,835	1.4	804	2.2	20,949	6.3
	トゥクマン	22,524	640	0.5	1,330	3.7	9,890	3.0
NEA (北東部)	チャコ	99,633	5,741	4.5	984	2.7	16,898	5.1
	コリエンテス	88,199	3,196	2.5	931	2.6	15,244	4.6
	フォルモサ	72,066	2,580	2.0	487	1.3	9,962	3.0
	ミシオネス	29,801	675	0.5	966	2.7	27,955	8.4
Cuyo (クージョ)	メントーサ	148,827	3,971	3.1	1,580	4.4	30,656	9.2
	サンファン	89,651	360	0.3	620	1.7	8,509	2.6
Patagonia (パタゴニア)	チュブット	224,686	17,660	13.7	413	1.1	3,730	1.1
	ネウケン	94,078	1,508	1.2	474	1.3	5,568	1.7
	リオネグロ	203,013	13,704	10.6	553	1.5	7,507	2.3
	サンタ・クルス	243,943	18,130	14.1	197	0.5	957	0.3
	ティエラ・デル・フエゴ	21,571	684	0.5	101	0.3	90	0.0

資料：農林政策研究所（2011）平成22年度カンントリーレポートより抜粋  
原資料は、INDEC(2002年農業センサス他)

アルゼンチンの地方区分ごとの特性は以下のようになる<sup>105</sup>。

①Pampa（パンパ）地方：扇状に広がる草原で、気候は温帯性で年間を通して降雨がある。農牧業、政治、経済の中心であり、農業は大豆、小麦、トウモロコシの主産地で、この他、

<sup>104</sup> 本節は主として宇佐見委員が監修した。

<sup>105</sup> 農林政策研究所（2011）平成22年度カンントリーレポート

ひまわり、亜麻、米、野菜も栽培され、多くが牧畜との複合経営を行っている。

②NOA(北西部)地方：夏の月平均気温 25℃前後、冬は 13℃前後と年間を通して温暖、冬が乾期、夏が雨期である。主な農産物はサトウキビ（トゥクマン州、フフィ州、サルタ州）、大豆（ラ・リオハ州を除く）、柑橘類である。

③NEA（北東部）地方：メソポタミア気候と呼ばれる雨の多い亜熱帯性の気候である。マテ茶、綿、紅茶のほか、特にチャコ州で大豆生産が増加中である。

④Cuyo（クージョ）地方：雨が少なく乾燥した山岳気候。アンデスの雪解け水を利用した灌漑によるブドウ生産の中心地である。その他、オリーブ、タバコも栽培されている。

⑤Patagonia（パタゴニア）地方：年間平均気温 7℃、風が強く曇った日が多い。灌漑利用の果樹栽培（梨、りんご）、畜産（羊）が行われている。

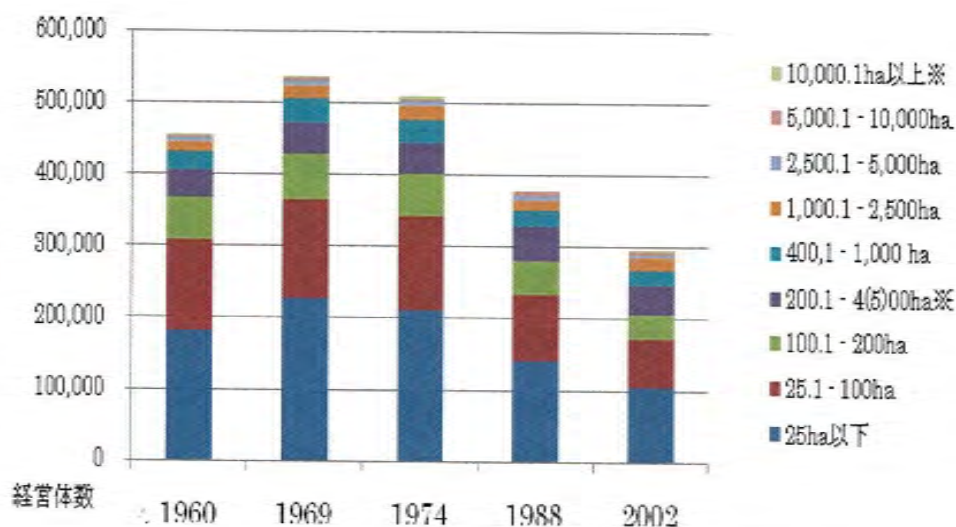
図表 2-2 アルゼンチンの農業地域区分



### 2-1-2 農業経営体規模

1960年から2002年までの5回の農業センサスにおける農業経営体の所有面積を25ha以下から10千ha以上までの9つの階層に分類した全国の農業経営体数の変遷を見ると、1969年に52万となったが、それ以降、減少傾向にあり、2002年までに経営体数は45%減少しているが、中でも25ha以下の所有面積の経営体数の数は対象期間中に特に減少している。

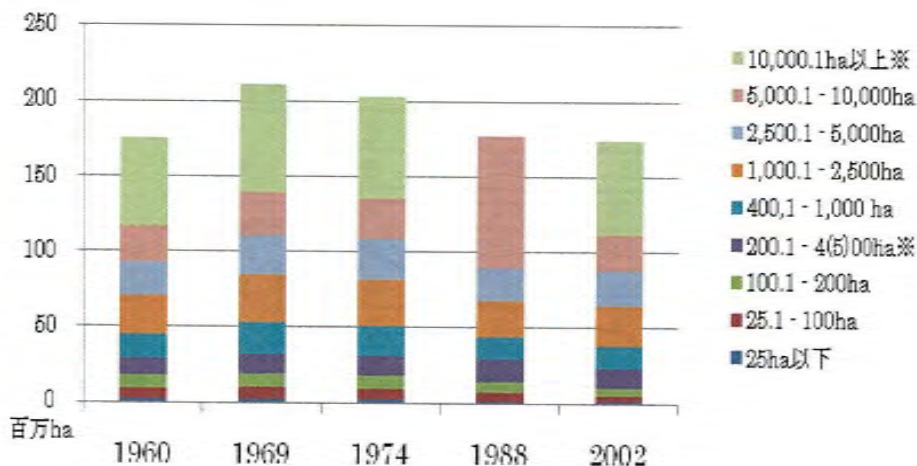
図表 2-3 階層別の経営体数



資料)：農林政策研究所 (2011) 平成 22 年度カントリーレポートより抜粋  
 原資料は、INDEC(2002 年農業センサス他)

また、所有面積も減少傾向にあり、2002 年までに総所有面積は 17%減少している。ただし、2002 年には 5 千 ha 以上所有する経営体の数は全経営体の 2%に過ぎない。しかし一方で、これらの 5 千 ha 以上所有する経営体は経営体所有の土地全体の 50%を所有している。

図表 2-4 所有面積の分布の推移



資料)：農林政策研究所 (2011) 平成 22 年度カントリーレポートより抜粋  
 原資料は、INDEC(2002 年農業センサス他)

アルゼンチン政府は独立によってスペイン植民地下の領土を自国の所有下におくこととなったが、その時点において国土の大部分は未だ先住民の勢力下に置かれていた。そして 19 世紀半ばになってもアルゼンチン政府の完全な統治下にあった領域は現在の国土面積の

約三分の一前後に過ぎなかった。そのような先住民の勢力下にあった地域においては独立以降政府側と先住民との間に長期間に渡る戦闘が繰り返され、1880年代に入ってようやくアルゼンチン政府の実質的な統治権が浸透した。そして、先住民が掃討された土地は新たに官有地に組み入れられたが、19世紀後半から20世紀前半にかけて進められた官有分譲政策によって大土地所有者層によって土地の買占めが進み、アルゼンチンの大土地所有制度が広まった<sup>106</sup>。

## 2-2 中期農業計画

2011年末の段階でアルゼンチンにおける農業年次計画あるいは中期計画としては以下の3つがある。

- ①農業食品及び農産加工戦略計画2 (PEA2)
- ②州農業サービスプログラム (PROSAP)
- ③中小農業ビジネス生産再転換プログラム (Rural Change)

### 2-2-1 農業食品及び農産加工戦略計画2 (PEA2)

#### 2-2-1-1 PEA2の目標

本計画の目標は、生産量と農業面積で設定されている。生産量では、2020年までに穀物生産を50%増加させ、1億4,680万トンに達すること、及び食肉生産を70%増加させることが目標である。農業面積では、2010/2011年の穀物栽培面積である3,400万ヘクタールを2020年までに4,200万ヘクタールに増加させることが目標とされている。クリスティナ・フェルナンデス大統領によれば、穀物のほとんどを付加価値農産物に転換させることが計画されており、品目別に見ると、大豆は7,100万トン（対2010年比34%増）、トウモロコシは4,400万トン（106%増）、小麦は2,300万トン（57%増）が目標として設定されている。

また牛飼養に関しては、過去4年間で1,000万頭の牛を失っており、その回復を目的として2020年までに70%の増加が設定されている。さらに牛の増加を踏まえた輸出増加によって70億ドルの収入増加が見込まれている。

雇用に関しては、農業ビジネスに関わる主要11のサプライチェーンから今後10年間に31万7,000の直接の新規雇用及び51万2,000の間接雇用が期待されている<sup>107</sup>。

#### 2-2-1-2 PEA2の進捗<sup>108</sup>

PEA2は公表された計画であるものの、計画を現実化するような施策は実際には導入されていない。大枠の数字は目標値として公表されているものの、各項目で計画を進捗させる

<sup>106</sup> 今井圭子(1983)「アルゼンチンにおける借地法成立の背景」、石井編『ラテンアメリカ土地制度と農業構造』、アジア経済研究所

<sup>107</sup> 農牧漁業省 web サイト

<sup>108</sup> AGRO-T.E.C.E.I Consultants team

ためのステップが決まっておらず、目標到達のための道筋は見えない。なお、本計画は 2011 年の大統領選挙前にクリスティナ・フェルナンデス大統領が選挙対策として公表したものである。ただし、クリスティナ・フェルナンデス大統領は 2011 年に再選（2007 年に初選出）されたが、前大統領のネストル・キルチネル政権からクリスティナ・フェルナンデス政権までの 8 年間に、各政権は食肉及び穀物に関して生産増大とは正反対の政策を取ってきているため、新政権が PEA2 に沿って生産増大の政策を採用するとは考えにくい。

ちなみにこの 8 年間で生産を大きく伸ばしたのは大豆のみである。その理由は国際価格の上昇及び輸出規制の対象とならなかったためである。（トウモロコシ、小麦、食肉には輸出規制が存在した）。

PEA2 の目標では、例えば、牛飼養数と輸出額の急増が想定されているが、実際には政府による価格への介入のため、過去 4～5 年間に牛飼養数は約 1,000 万頭減少している。また小麦生産量が 2,300 万トンに増加（60%の増加）が推計値として掲載されているが、政府による低価格政策と輸出規制策のために、実際には小麦生産量は 500 万トンに過ぎない。

さらに、複雑な輸出割当制度が導入されており、周辺国に対する輸出も伸びていない。周辺国ではブラジルが有力な輸出先であり、従来は年 600-700 万トンの小麦の需要があった。アルゼンチンはブラジルの近隣国ということもあり輸送コストが低く、さらにメルコスール域内での優遇措置のため、ブラジルへの輸出には有利な条件の国である。しかし輸出割当制度のため、ここ数年でブラジルの製粉業者はアルゼンチン以外の購入先（ウルグアイ、カナダ、米国など）を開拓し始めている。一方、クリスティナ・フェルナンデス政権は小麦生産振興及び輸出振興策について、これまでに約 15 の施策を公表しているが、実際には一つも実施されていない。

## 2-2-2 州農業サービスプログラム（PROSAP）

### 2-2-2-1 PROSAP の目標<sup>109</sup>

PROSAP は、農産加工セクターと中小生産者・事業者・村落ビジネスマンに焦点を当て、生産量と販売量の増加、さらに国内市場と国際市場の双方における競争力強化を通じた地域経済開発プログラムである。PROSAP は農業投資プログラムであり、州レベル及び国レベルで社会・環境の側面から持続可能なプログラムが立案されており、結果として、村落インフラの範囲の拡大と農業食料サービスの増加が進んでいる。さらに PROSAP には低利での融資も含まれており、中小農業ビジネス従事者の競争力強化への支援が全国的に行われている。

村落水道システム、村落道路、村落電化等の村落インフラの拡大については PROSAP に基づくプログラムが実施されており、それらのインフラ拡大によって農業ビジネスが量、質、安全性のいずれについても市場の需要を満たすことができるようになることが期待されて

---

<sup>109</sup> 農牧漁業省 web サイト

いる。さらにこれらのインフラ支援によって農業ビジネス部門における生産チェーンに付加価値付けを行うことができることも想定されている。

### 2-2-2-2 PROSAP による具体的な施策

まず 2003 年の段階で 6 億 5,000 万ドルの投資が 80 以上のプロジェクトに行われ、それらはアルゼンチンの農業ビジネス拡大に直接的な影響を与えてきた。その後、2006 年には 10 年間で 6 億ドルを供与する、投資プロジェクトに対するクレジットライン（Conditional Credit for Investment Projects: CCLIP）向けの資金供与が計画された。実際には第一回目の融資（クレジットラインの設定）は 4 年間に渡り、2,000 万ドルの融資となり、2008 年 4 月 17 日に設定・開始されている。また同時期に世界銀行と交渉を始め、本プログラムに対して世界銀行から 6 年間に渡る追加的な資金融資を受けることとなり、2009 年に開始している。本事業では村落水道、村落インフラ、家畜・野菜などの衛生、商業開発、投資促進などが行われている<sup>110</sup>。

なお、本事業は政治的な影響とは関わりなくこれまで進められてきており、クリスティーナ・フェルナンデス新政権発足による影響は特に受けないと見られる<sup>111</sup>。

### 2-2-3 中小農業ビジネス生産再転換プログラム（Rural Change）

#### 2-2-3-1 Rural Change の目標<sup>112</sup>

本プログラムは 1993 年に農牧漁業省によって開始され、開始当初は国家農業技術研究所（INTA）が所管機関であった。本プログラムでは、中小農業事業者向けに所得改善・生活水準の向上・雇用創出・投資プロセスの再開・市場でのポジショニングの改善などが進められてきた。

本プログラムの目的は以下の 4 点にまとめられる。

- ① 所得向上と農業ビジネスチェーンへのアクセス支援を主な目的として、生産者の組織化の促進
- ② 官民の活動を統合し、中小農業事業者が関連するセクターを強化するために必要な市場アクセスと商業的なつながりを促進
- ③ 生産者の技術的な側面に対する需要を満たすために官民の繋がりを強化
- ④ 地域開発への住民参画を促進し、村落開発及び農業産業開発への資金供与を促進する環境を創造

---

<sup>110</sup> 農牧漁業省 web サイト

<sup>111</sup> AGRO-T.E.C.E.I Consultants team

<sup>112</sup> Technological Profile Research of the Argentine Agricultural sector (INTA) web サイト

### 2-2-3-2 Rural Change の進捗<sup>113</sup>

Rural Change は 8～12 人の中小農業事業者によって構成されたグループを単位として活動し、協働して、彼らのビジネス上の課題に対する包括的な解法を見出そうとするものである。開始時にこれら各グループは事業計画を作成し、グループごとに目標を設定することになっている。これらのグループは専門家からの技術指導を受けることができ、専門家への支払いは Rural Change プログラムからなされるとともに各グループも一部を負担する形を取った。さらに本プロジェクト担当部局は、支援専門家の業務を調整するとともに、INTA の農業普及・研究部門との連携を進めることで、事業の効果を向上させた。

なお、本事業は政治的な影響とは関わりなくこれまで進められてきており、クリスティーナ・フェルナンデス新政権発足による影響は特に受けないと見られる。

## 2-3 価格・所得支持政策

本政策は、アルゼンチンでは採られていない。

## 2-4 国内消費者価格政策

### 2-4-1 農産物の価格統制概説

アルゼンチンの消費者は牛肉とパン (bread) に強い関心がある。19 世紀終わりから 20 世紀初頭にかけての移民、特にイタリア人の習慣が、パスタや小麦粉、その他の小麦の副産物の文化を作り出した。一方、牛肉消費性向の高さは移民が活発化する以前からの消費性向である。そのため、小麦と牛肉の価格上昇は、政府へのイメージを悪化させ、将来の投票率への影響をもたらすため、これらの価格の上昇を避けることは政府の重要な施策である。なお、農産物の消費者価格は、一般的に、国際市場における価格の変動と関連があるが、国内商業庁 (現長官ギレルモ・モレノ) がモニタリングを行っている。

つまり、アルゼンチンにおける基本的な価格統制政策は、重要な国内需要のある食料の大幅な値上げを回避するという方針に基づいている。中でも、より強い統制対象となる農産物は、小麦、トウモロコシ、乳製品、肉である。小麦の場合、国内生産量の 50% が国内消費に回り、国民生活と大きな関わりを持っている。その他の農産物では、トウモロコシの国内生産量の 40%、食肉と牛乳の国内生産量の 90% が国内消費となる。一方、大豆は、国内の需要が非常に低く、国内生産量の 90% は輸出されている<sup>114</sup>。

### 2-4-2 政策の内容とアウトライン、政策の重要な特徴、現在の政策措置の実際の進捗

アルゼンチンにおいて、家庭内での消費における農産品の占める割合は 17.16% であり、その内訳は、牛肉を除く農産物の割合は 7.14%、牛肉の割合は 10.02% である。家庭外での

<sup>113</sup> AGRO-T.E.C.E.I Consultants team

<sup>114</sup> AGRO-T.E.C.E.I Consultants team

消費を含めると、世帯消費における農産品消費額の割合は20%に達するだろう。

このように家計における農産品消費の割合が高いことから、アルゼンチン政府はこれら国内価格が国際価格に影響されて高騰することを避けるため、農産品の国内外の価格連関を断つことに注力しており、以下のような価格統制メカニズムが導入されている。

- ・消費者が購入しやすいレベルでの価格の固定（一定頻度で調整される）
- ・割当量、輸出許可を利用した、穀物と赤身肉の貿易統制
- ・輸出税
- ・小麦粉生産、豚、鶏、乳製品生産と牛肉（フィードロット）への補助金<sup>115</sup>

小麦粉生産、豚、鶏、乳製品生産と牛肉（フィードロット）への補助金は、2007年から2011年初頭まで交付されており、累積の総計は26億ドルに上る。最高は小麦製粉業者、以降、フィードロット業者、鶏肉業者と続き、それぞれ9億9千万ドル（38%）、5億7,900万ドル（22%）、5億5,200万ドル（21%）となっている。これらの資金を受け取った業者は、政府と結んだ価格協定に基づき統制価格での販売を行うことが義務付けられた。しかし、2007年～2008年は、本価格協定は実施されていたものの次第に遵守されなくなり、パン、肉、乳製品の価格は大きく上昇するようになった。これは、補助金を受け取っても、他の生産コスト（人件費、電力料金、ガス料金）が上がったことで、価格協定が守られなくなったためとされている。民間の推計によれば、2008年から、年間インフレーション率は平均して20%である<sup>116</sup>。なお、価格統制の失敗とともに、財政が厳しくなったことで、2011年から補助金の支払いは一時停止されている<sup>117</sup>。

図表 2-5 2007年から2011年までの政府の補助金（累積）

産業	補助金額（100万ドル）	全体における割合（%）
小麦製粉	990	38
フィードロット	579	22
鶏肉	552	21
乳製品（牛乳）	290	11
酪農	162	6
豚肉	24	1
とうもろこし製粉	6	0.2
合計	2,603	100

出所）：National Office of Agricultural Comercial Control（ONCCA）

農産物と牛肉の価格の推移は国内のインフレ率に大きな影響を持つ。そのため、政府はこれらに注力し、世帯消費におけるその他の支出品目（例えば保健衛生支出や教育支出等）と比較して、農産物と牛肉に対する価格統制を不定期に行っている。

ただし、中長期的にみると、農産物に対する価格統制は、政府の意図通りの低価格かつ安

<sup>115</sup> AGRO-T.E.C.E.I Consultants team

<sup>116</sup> 政府発表によるインフレ率は、民間調査機関が発表したインフレ率の半分に過ぎない。

<sup>117</sup> National Office of Agricultural Comercial Control（ONCCA）



定という結果を出していない。一方、これらの価格統制のため、食肉生産者のインセンティブが大きく低下し、牛肉の生産量が歴史的に低下するという影響が生じている。そして牛肉生産量の低下によって国内の供給量が低下し、政府は劇的な値上げを避けられなくなった。そのため、牛肉価格は記録的に高い価格となっている。

また、小麦とパンでも同様の影響が見られる。過去五年間、パンの価格統制のため、小麦の輸出割当量とその他の輸出制限が適用されていた。加えて、政府は高額な販売をする輸出業者や工場を阻止するべく圧力をかけていた。しかし、現状では、アルゼンチン国内でのパンの価格における小麦の価格の割合は 15%（残りは人件費、エネルギー、税など）程度であることが各種調査で明らかになっており、結果的に、小麦栽培面積は次第に縮小し、パンの価格は徐々に上がっている。政府は実行が不可能であるにもかかわらず、パンの価格を周期的に発表している。なお、実際にはパン屋とスーパーマーケットでの価格は統制価格の 3 倍である<sup>118</sup>。

トウモロコシはもともと統制された原材料のひとつである。トウモロコシの鶏や豚への飼料としての利用が広がり、それに加えて、鶏肉の消費が過去八年間で二倍（一人当たり 38 キログラム）、豚肉の消費も増加（現状では一人当たり 7.5 キログラム）しているため、鶏と豚の飼料用トウモロコシの需要が高まっている。そのため、政府は小麦と同様に価格を抑える目的でトウモロコシの割当制限と輸入統制を行ったが、その結果、生産者価格は輸出税課税後の FOB 価格よりも低い一トン当たり 65US ドルにまで低下した。

### 2-4-3 クリスティナ・フェルナンデス大統領再任による新たな影響の分析

生産された小麦のうち 40%を国内消費に、60%を輸出に充てるという計画が 2012 年に入ってから発表され、1 月 31 日からの施行予定となっている。本政策に対する市場の反応は顕著である。今回の政策は過去の価格統制よりも強力に進められると発表されており、近い将来、トウモロコシに関しても同じような政策が発表される見込みである。ただし、政府は 2011-2012 年の生産量の確保を第一と考えており、今年のとウモロコシ生産量次第によっては新たな政策を実施することができなくなる可能性がある。2011 年 12 月以降、降雨量は平均をはるかに下回っており、生産量は普段の 2,900~3,000 万トンに比べて 800~1,000 万トンほど下回るとの推計がなされている。

## 2-5 環境保全政策

本項目では、環境問題に対する法的・政治的枠組みを概説し、その後個別に農業化学物質、バイオテクノロジー、森林の 3 点について解説する。

### 2-5-1 環境問題に対する法的・政治的枠組み

アルゼンチンの法的枠組みと環境問題に対する法的な対応について理解するためには、ア

<sup>118</sup> Wheat farmer association (AAPOTRIGO)資料

ルゼンチン憲法に定められている、政府システム（中央政府、州、市、ブエノスアイレス自治市の4つ）とそれに対応する権限の定義に注意する必要がある。憲法では、121条で「州は権限一般を付与される一方、中央政府は例外的な権限が付与される」、75条で「中央議会は州間及び国際的な貿易について法律を制定する。つまり、国際貿易、その規制、統制、及び衛生に関する承認は国家のみに付与される権限である」と規定されている。

また、憲法41条では清浄な環境に対する権利を規定しており、「国家は、環境保全に関する最低予算を含む規則を設定する責任がある」と定め、一方で「州は国家が定める規則を補完する必要な規則を定める」としている。また、それに加え、憲法124条では「州は、その管轄域に存在する資源を占有する権利を持つ」と規定している。つまり環境問題に関しては、中央政府が「最低予算」を定める権限は持つものの、基本的には権限は地方にあることになる。

2002年以降、連邦議会は環境問題に関する規則を最低予算とともに定め始めた。具体的には「産業廃棄物管理、PCBS、家庭廃棄物及び一般環境枠組み」（LGA25.675）のような規則が挙げられる。しかし、これらの規則の規定するところは、最低の保全レベルであり、かつ州政府による支出が求められるものである。そのため、上記の一般環境枠組み及びその他の環境関連規則は、中央政府と州政府との間の協議によってコンセンサスを得ることが必要である。これは「コンセンサス連邦主義」と呼ばれている。

例えば、農業化学物質の利用に関する規制は州政府の権限であり、農業化学物質の利用に対する環境保護と関連規制の統制は州政府によってなされるが、これは中央政府によって設定された枠組み内で行われることになっている。しかし、合意、法令、決議、細則など様々な規制システムが存在する一方、中央、州政府などの様々なレベルによる公的な統制が行われ、かつそれらが非効率なため、多くの規則が実際には無視されているのが現状である。

## 2-5-2 農業化学物質

### 2-5-2-1 中央政府による規定

アルゼンチンには農業化学物質の取得と利用を規制する完全な法律が存在しない。そのため、細則を踏まえた規制と法的な規定が様々なレベルの組織によって制定され、それぞれが権限を持っている。中央政府レベルで権限を持つのは農牧漁業省の一部局である衛生・食品品質庁（SENASA）である。

### 2-5-2-2 ブエノスアイレス州による規定

農業化学物質に関する法（ブエノスアイレス州法 10.699）が1988年に制定された。本法は、化学物質の適切な使用により、人間の健康、天然資源、農業生産を保護し、食料と環境の汚染を避けることを目的としている。ブエノスアイレス州の法には、農業化学物質の

生産から、取引、保管、さらに利用法と廃棄方法まで規定されている。さらに本法では農業化学物質を、その利用によって生じる可能性があるリスクと危険度に応じて3つに分類している。具体的には、利用と販売に規制のないもの、利用と販売が専門家のみ限定されるもの、利用と販売が厳格に規定されているものの3種である。利用と販売が厳格に規定されているものは人間の健康と環境に大きな悪影響を及ぼす製品であり、その取引に際しては登録が必要になる<sup>119</sup>。

### 2-5-2-3 統制・規制官庁

農牧漁業省の一部局である衛生・食品品質庁（SENASA）が農薬の利用に対する責任を負っている。農業化学物質・薬物・獣医製品課の課長が、農薬の生産、取引、利用、パッケージとラベルなどに関して法的な統制を行っている。

一方、ブエノスアイレス州においては、土地所有問題大臣が農業化学物質に関する規則を適用する組織であり、当該大臣は保健省及びその他の公的機関との間の調整を行う。地方政府（タウンシップも含め）も同様に本件に関する権限を持っている。

### 2-5-3 バイオテクノロジー<sup>120</sup>

遺伝子組換え品の農業利用に関しては農業バイオテクノロジー国家協議会（CONABIA, RESOLUTION 124/91）が農牧漁業省の決定に沿って規制を行っている。現状では、バイオテクノロジーの規制一般は申請後の事前評価とフォローアップによって行われており、これは遺伝子組換え品にも当てはまる。なお CONABIA は農業ビジネスにかかるバイオテクノロジーが関係する官と民の双方によって構成されており、農業生態系の安全性の確保を目標としている。

#### 2-5-3-1 法的枠組みの停滞

法的枠組みを構成する関係規則は、農業部門における遺伝子組換え製品の安全な利用を保証する科学的なリスク分析に基づいたものとなっている。本分析は複数段階で構成されており、具体的には、リスク評価、リスク管理、そしてモニタリングの3つの段階に分かれている。

また、2007年に26.270法が制定され、バイオテクノロジーの開発に対して財政上の支援が定められた。しかし、本法は2011年末に至るまで施行されておらず、財政上の支援も行われていない。アルゼンチンはバイオテクノロジーの推進国であり、その技術によって過去15年にわたって700億ドルの利益を得てきたと推計されており、同時に当該産業は180万人の雇用を創出してきた。またバイオテクノロジーは地方における農業生産と輸出に関する重要な技術であると捉えられており、農業増産の重要なステップの一つであるとみな

<sup>119</sup> Argentine Council for Information and Development of Biotechnology (Argen-Bio) 資料

<sup>120</sup> National Consulting Commission of Agro Biotechnology (CONABIA) 資料

されてきた。しかし 26.270 法が約 4 年にわたっていないことについて、アルゼンチン国内の関係者の間では、農業開発促進に対して現政権が関心を持っていないためであるとの意見が強い。

### 2-5-3-2 アルゼンチンにおける農業バイオテクノロジーの開発とその影響

121

1986 年に除草剤耐性大豆の導入以降、アルゼンチンは遺伝子組換え作物の利用をリードしており、2009/2010 年にはその栽培面積が 2,300 万ヘクタールに及んでいる。遺伝子組換え技術の導入スピードは世界的に見ても速く、栽培面積で見ると大豆は遺伝子組換え作物が 100%、トウモロコシは 86%、綿花は 99%である。

前項で述べたように、過去 15 年間（1996-2010）に遺伝子組換え作物によってアルゼンチンは 700 億ドルの利益を得てきたと推計されているが、除草剤耐性大豆による利益はその内 654 億ドルを占めているという<sup>122</sup>。さらにそのうち、35 億ドルが労働力の削減と従来型大豆に必要な除草剤の利用削減によるコスト削減から生み出され、619 億ドルが栽培面積の拡大によって生み出されたという。そして、これらの利益は 72.4%が生産者の利益となり、21.2%が課税による中央政府の収入、6.4%が種子及び農薬供給者の利益となっていると見積られている。

トウモロコシの場合、害虫耐性及び除草剤耐性によって、過去 15 年間に 53 億 7,500 万ドルの利益が推計されている。その内訳は 68.2%を生産者、11.4%を中央政府、20.4%を種子供給者が得ているという。

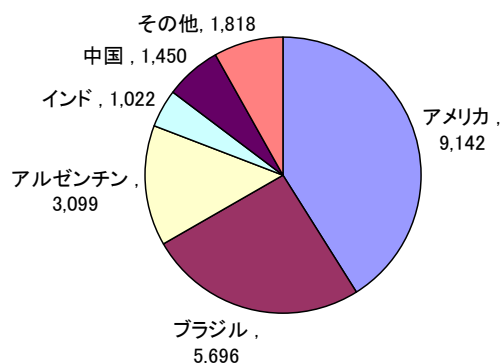
綿花の場合、害虫耐性及び除草剤耐性によって、過去 15 年間に 18 億 3,400 万ドルの利益が得られたとされ、利益の大部分（96%）は生産者が得、種子及び農薬供給者が利益の 4%を得たのみという。

また、世界の大豆生産の中に占めるアルゼンチン産大豆の割合（約 14%）を考慮して、アルゼンチン産遺伝子組換え大豆の国際価格へのインパクトを推計すると、1996 年から 2010 年までの 15 年間にコスト削減効果は 890 億ドルに達した。これは仮に遺伝子組換え大豆がアルゼンチンによって生産されなければ、2001 年の大豆の国際価格が現在より 14%上昇する計算になるとのことである。

<sup>121</sup> Argentine Council for Information and Development of Biotechnology (Argen-Bio) 資料

<sup>122</sup> Trigo, Eduardo (2011) “Economic Impact after 15 years of GM Crops in Argentina”(Quince Años de Cultivos Genéticamente Modificados en la Agricultura Argentina), ArgenBio

図表 2-6 世界の大豆生産量の割合（2010年）（単位：万トン）



出所：農林水産省 web サイト  
([http://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/daizu/d\\_data/pdf/014\\_seisan\\_world.pdf](http://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/daizu/d_data/pdf/014_seisan_world.pdf))

## 2-5-4 林業

### 2-5-4-1 林業に関する法的枠組み

森林保護法第 13273 号は、首相府における「国家資源と持続可能な開発」の担当長官が所管している。この法は林や森の伐採、林製品の違法利用を禁止しており、同時に、森林を公共の利益を保護するものと宣言している。森林の所有者は、伐採が禁止されたことによる補償金の申告ができる。一方、関係当局は、申告があった場合は特定の樹木の保護を強制的に指定し、補償を行うこととなっている。

国立公園管理局によると、いくつかの地域は法的保護の指定（法律第 22351 号）下にある。州の地域を含む新しい国立公園、国定記念物、国立貯水池の設置・建設のためには、事前に国への権利移行が必要である。また、本法のもう一つの重要点は、植林のための投資法（第 25080 号）であり、その狙いは植林を通じた森林への新たな投資と既存の森林の拡大の体制の促進である。この体制は、植林とその維持、管理（散水、保護、間伐等）、調査、開発、製材などの森林資源による産業等への投資促進を目的としている。なお、本法では、森林は再生可能な天然資源のための持続可能性基準の枠組みに従った利用を通して開発されるべきとしている。なお、この法律を支持する州は市町村との合意を踏まえた法律を可決する必要がある<sup>123</sup>。

また、この法律は財政面でも特別な枠組みを設定している。現在はすべての州が森林財産保護法を遵守し、国レベルの森林保護関連法が州レベルにも拡張されている。そのため各

<sup>123</sup> National Parks Administration 資料

州は法の適正な運用に責任を持つ組織の設置が義務付けられており、具体的には、州法に基づく森林事務局やそれに準ずるものが設置されている。なお、各地方における持続可能な森林規制に向けた動きは不可避であり、その促進に向けて森林生態系や森林を利用した生産活動に関する知識や技術の向上が重要となっている。法律、管理手続き、ガイドライン等が整備されても、森林に関する上記のような知識と技術が不足していれば、天然林の形成もしくは管理を進めることはできない。これらが不足していることで、天然林面積とその質の双方の減少が進行しており、緊急措置が採られなければ、環境に深刻な影響をもたらし続けるとされている。さらに、2007年に採択された、天然林の環境保護のための「最低予算」に関する法律第 26331 号（2007）は、森林面積の減少を農地・農業関連用地面積拡大抑制の観点から進めようとするものである。しかし、本法は必ずしも遵守されておらず、環境団体は「サンチアゴ・デル・エステロ州、チャコ州、コルドバ州等で集約的な牛飼養のために選択的な森林伐採が認められている」と報じている。

#### 2-5-4-2 森林産業への支援<sup>124</sup>

2000年から2011年の間、政府は森林の補助金として4億2,305万5,986ペソを支出した。これは58万5,000ヘクタールの森林の植林、剪定、間伐を目的としたものである。アルゼンチン森林協会の理事長のホルヘ・バルロス（Jorge Barros）によれば、これらの支出によって、30,241人の生産者が恩恵を受け、同時に森林保護に利益をもたらしたとのことである。

アルゼンチン森林協会によれば、植林による森林のための投資法第25080号（2019年まで延長）によって、植林からの森林利用は基礎付けられているとのことである。実際、現在はアルゼンチンの森林からの木材生産の90%は植林資源の利用によるものであり、植林資源のさらなる利用によって、現在の森林産業の利益を二倍にすることが可能だと考えられている。また、毎年600万トンの木材が焼却もしくは廃棄されており、その有効利用も重要となっている。

なお、森林分野は農牧漁業省による農業食品及び農産加工戦略計画2（PEA2）や産業省による産業計画2020などによって支援されている。しかし、それにもかかわらず、生産チェーンに関する課題が残っており、地域経済の発展への戦略的關係、生態的持続可能かつ再生可能な資源の利用、他の分野における産業ネットワークの相互關係などが課題である。この生産チェーンには15,200社が関わりを持っており、それらに従事する従業員は158,000人近くに上る。

## 2-6 農地とインフラに関する政策

### 2-6-1 水インフラ

アルゼンチンにおいて、上下水道への投資に関する明確な公共政策は存在しない。都市部

<sup>124</sup> Argentine Forestry Association 資料

において民間セクターによる投資によって水インフラが建設され、民営化されることが一般であり、公共セクターが実施することはまれである。公共セクターによって行われる場合でもその大部分は主として州レベルで実施されてきた。しかしながら、民間セクターによるインフラ投資を統制はなされている。これは、ダムや河川の整備は、上水道の改善の貢献ばかりでなく、農業に対する間接的な便益を生むからである。例えば、メンドーサ州では、プランテーション向け水路が延長され、パラナ川やウルグアイ川の近辺など、河川が交差している地方では、湛水灌漑が米の生産向けに利用された。該当地域であるエントレリオス州は米生産量全体の 57%、一方コリエンテス州では米生産量全体の 33%を生産している。アルゼンチンとウルグアイは米の主要生産国であるが、両国で生産された米の 50% 近くが輸出されている。

その他、民間投資による上水システムとしては細流灌漑と散布灌漑が挙げられ、両方とも乾燥地域で利用される。これらは主に農産物を生産するために使用され、特にパンパ・ウメダと呼ばれる地域で用いられる。

また、アルゼンチンは地下に豊富な帯水層を持ち、それを汲み上げるために民間によって電気ポンプが導入されている。南アメリカ大陸の南東部の地下水給水には大きな潜在性がある。これはアクイフェロ・グアミニという帯水層であり、120 万平方キロメートルに及ぶ。この大きな帯水層はメルコスールの四ヶ国にまたがっており、それぞれ、ブラジルは 840,245 平方キロメートル、アルゼンチンは 225,424 平方キロメートル、パラグアイは 72,540 平方キロメートル、ウルグアイは 58,545 平方キロメートルに及ぶ。

## 2-6-2 運輸インフラ<sup>125</sup>

### 2-6-2-1 運輸インフラ概説

農業インフラ整備に関しても、政府は直接に建設を行っているわけではない。ただし国家予算の一般会計に予算計上されているグローバルプロジェクトのように農業にも影響の大きい主要高速道路インフラ建設についてはコンセッション契約によって民間部門に建設を委託し、民間部門は通行料金徴収によって得た収益を道路インフラに再投資するとともにそれらの維持管理も行っている。

道路建設は政府の公共事業省によって行われているが、各州政府も、独自予算あるいは連邦税によって資金が用意できれば道路建設を民間発注することができる。各州による道路建設は 2003 年以降活発となり、州と州を結ぶ道路網 2,000 キロメートルが建設された。一方、通行料金徴収はうまくいっておらず、中央政府は維持管理のために追加的な予算措置が必要になっている。2003 年から 2008 年にかけて道路建設が完成し、さらに 2008 年 10 月以降にも新規道路建設が開始されている。これによって穀類、肉、他の製品の輸送がそれ以前と比べ容易となっている。なお、アルゼンチンでは、農業への利益に直結するような電気、通信、道路、鉄道、水道に関するインフラ投資の中期計画は存在しない。

<sup>125</sup> National Ministry of Public Works 資料

## 2-6-2-2 運輸インフラとしての水路・河川の重要性<sup>126</sup>

固定資本形成という観点からインフラを見ると、アルゼンチンにおいて運輸部門への投資は最も重要である。ただしアグリビジネスの成長という観点から見ると、インフラ投資は直接的なものではなく、間接的な便益となっている。メルコスール各国を見ても、一般にインフラ投資の成長が経済成長と同じトレンドを示すわけではない。例外はブラジルの一部の政策である。

以下の図表は、穀物輸送に用いられる運搬量全体に占めるトラック、鉄道、荷船の各輸送形態の割合を示している。アルゼンチンでは道路網の投資が強化されたため、鉄道と荷船がそれぞれ 14.5%と 5%であるのに対して、穀物輸送の 84%はトラックで行われている。

図表 2-7 穀物輸送に使われる各輸送形態の割合

輸送形態	割合 (%)
トラック	84%
鉄道	14.5%
荷船	1.5%
港への平均的な距離	300 キロメートル

出所) : CATAC and industry players

ただし、この輸送手段の割合は現実的には最適な状態を示しているわけではない。というのも、トラックによる穀物輸送は、鉄道や船を用いる場合より明らかに膨大なコストがかかるからである。民間、公共部門ともにトラック輸送によるコストの高さに気づいており、パラナ川から港湾に続く水路を通した荷船輸送に注目が集まっている。以下の図表でも示したように、トラック輸送は荷船輸送の 5 倍程度のコストがかかっている。

図表 2-8 輸送手段別の運賃 (単位は US ドル/トン/キロメートル)

	トラック	鉄道	荷船
負荷容量 (トン)	25-30	30-40	1,500
運賃 (US ドル/トン/km)	0.13-0.15	0.030-0.033	0.025-0.030

出所) : Study Team based on industry players

現在、サンタフェ州では、水路間の港を作るプロジェクトを推進している。またアルゼンチンの北に位置するパラグアイは、輸送コストを下げるための新しい港を発展させている。水路を改善するための尽力とそのため浚渫事業は恒久的なものである。結果的に、荷船による農産物輸送は増加傾向にあり、荷船自体も大きくなっている。なお、実際に、アルゼンチンとウルグアイを結ぶラプラタ川における水路は、荷船による通行が容易になるよう現在改善途中である。

河川輸送の課題の一つとして挙げられるのが、穀類積込量の増加とそれに伴う地方におけ

<sup>126</sup> AGRO-T.E.C.E.I Consultants team



る物流の取扱能力の向上であり、その改善に向けては官と民の両方による大きな投資が必要となっている。例としては、大豆とひまわり等の油糧種子の年間総生産量が 1979-1980 年には 700 万トンであったものが 2010 年-2011 年には 5,500 万トンに達しており、穀類積込量の増加とそれに伴う地方における物流の取扱能力の向上が急務となっている。

### 2-6-2-3 メルコスール全体から見た、穀物河川輸送システム水路の将来の動向<sup>127</sup>

メルコスールでの将来的な取り組みは、穀物の河川輸送システム間の接続である。この計画はブラジルのアマゾン、マモレ、マデイラや他のエリアの港と、パラグアイのラプラタ水系のパラナ川システムをつなげるものである。この接続のためは長期に渡る河川浚渫とあらゆる種類のメンテナンスを必要とするが、接続後にはメルコスール各国の穀物市場内の高い競争力をさらに押し上げるだろうと期待されている。主要な浚渫事業には、現在行われている、アルゼンチンのサンタフェ州の港とウルグアイの水路マルティン・ガルシアとモンテビデオ港があり、将来的には、ブエノスアイレス州南部に位置する、バイア・ブランカ港の改善が検討されている。

アルゼンチンの油糧種子産業の多くはロサリオに位置しており、理論的に 1 日 166,000 トンの油糧種子を製粉する能力がある（大豆、ひまわり、落花生、綿花、亜麻仁（リンシード）、紅花を含む）。営業日を 335 日とすると、圧搾能力は一年で 5 億 5600 万トンにも達する。これはアルゼンチン全土で生産される油糧種子量を優に上回る圧搾能力であり、以下の図表からは、2012 年にはこのように、理論的な圧搾能力は 68%前後になると推計されている。したがって、水路を通したボリビア、パラグアイやブラジルからの大豆等の油糧種子輸入は総圧搾能力を有効に利用するために欠かせないものとされている。

図表 2-9 アルゼンチンの油糧種子の圧搾と実際の稼働率

年	油糧種子の圧搾	日糧	年	総圧搾能力に占める実際の稼働率
2002	24,611,473	93,176	31,213,960	79%
2003	24,319,000	97,741	32,743,235	74%
2004	24,229,486	108,508	36,350,180	67%
2005	28,690,811	132,018	44,226,030	65%
2006	32,731,608	149,318	50,021,530	65%
2007	36,268,000	157,000	52,595,000	69%
2008	31,709,000	158,000	52,930,000	60%
2009	30,285,000	158,000	52,930,000	57%
2010	36,824,000	163,000	54,605,000	67%
2011	37,337,400	166,000	55,610,000	67%
2012 (推計)	38,000,000	168,000	56,280,000	68%

資料) : Study team based on Ministry of Agriculture figures and industry players

<sup>127</sup> AGRO-T.E.C.E.I Consultants team

ちなみに、水路に対する投資後には、パラグアイ、ボリビア、ブラジルから水路経由で短期的には 500 万トン以上の穀物輸入が見込まれている。

上表で示した推計値及び SABB 長官の Reinaldo Corvalan の発言によれば、増加する河川運搬に対して、短期的には 200 の新規荷船が導入され、増加する需要に対応予定とのことであり、上記の推計値もそれに基づき推計されている。また、現在の荷船の平均使用年数が 25 年と老朽化しており、それら荷船の再配置の必要性も高まっている。それに将来増加予定の需要を加味すると、追加的には 600 隻の荷船の導入が見込まれている。

#### 2-6-2-4 新たな土地所有法 (The new land tenure law)

新たな土地所有法では、外国人による土地購入に制限を課しており、各州では、州全体の 15% を上限とする制限を付して外国人による購入を認めている。各個人や個々の外国法人の購入は、大豆生産の中心的地域 (コルドバとサンタフェの南部、ブエノスアイレスの北部) において 1,000 ヘクタールが上限となっており、別の地域でもほぼ同規模が上限となっている。ただし、アルゼンチン人と結婚している、もしくはアルゼンチン人の子供がいる外国人居住者には例外が認められる。また、この法律は既存の権利に影響を及ぼさない。さらに、この法律制定後、農村地帯における土地登録が導入されている<sup>128</sup>。

#### 2-6-2-5 クリスティナ・フェルナンデス大統領再選によるインフラ政策への影響

新たな予算についてにおいてははっきりとした言及がなされておらず、特段の変化は予想できない。ただし、これらの政策は公共事業政策の存在の結果であり、アグリビジネスへの効果は間接的なものである。なお、土地については、新たな土地所有法によってヘクタールあたりの価格が低下していくことが予想されている<sup>129</sup>。

### 2-7 農業に関連する対外貿易政策

#### 2-7-1 農業と対外貿易

アルゼンチンの貿易収支黒字は 2009 年の 165 億ドルから減少し、2010 年は 120 億ドル、2011 年は 93 億ドル、2012 年は 55 億ドルとさらに大きな減少が推計されている。

---

<sup>128</sup> National Congress 資料

<sup>129</sup> AGRO-T.E.C.E.I Consultants team

図表 2-10 アルゼンチンの貿易収支



出所) INDEC and own estimates

この傾向は商品の輸入が大きく増えたことの結果による要因が大きい。しかし、2012年は旱魃による大豆ととうもろこしの欠乏が貿易収支に大きな影響を与えると見られている。アルゼンチンやメルコスール地域といった発展途上国への資本の流れが近年減少しており、これはこれらの国々の総合収支（貿易・サービス収支、資本勘定）において輸出部門が重要な役割を果たしていることを明確に示している。アルゼンチンの場合、一次産品と一次産品加工品が輸出の62%を占めており、農産物が多い。輸出全体の中で、大豆とその副産物は約24%である。さらに、小麦とトウモロコシの輸出額は全体の9%に過ぎない。アルゼンチンの農産物輸出は重要ではあるものの、国内価格安定と税収の他部門への移転を目的として、2008年3月、アルゼンチンは輸出課徴金制度を導入し、主に農産物に課税を行っている。具体的には、小麦、とうもろこし、ひまわり、大豆はFOB価格に対してそれぞれ23%、20%、32%、35%の課税となっている。

図表 2-11 2001年以降の輸出税の推移

	油糧種子					穀物	
	大豆	大豆油	大豆かす	ひまわり	ひまわり油	小麦	トウモロコシ
2001.1月	3.5%	-1.50%	-2.50%	-	-	-	-
2001.2月	-	-	-	-2.50%	-1.50%	-	-
2002年3月	13.5%	5.0%	5.0%	10.0%	5.0%	10.0%	10.0%
2002年4月	23.5%	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%
2007年1月	27.5%	24.0%	24.0%	-	-	-	-
2007年11月	35.0%	32.0%	32.0%	32.0%	30.0%	28.0%	25.0%
2008年12月	-	-	-	-	-	23.0%	20.0%

注釈) 2001年の値に見られるマイナス値は輸出補助金を示す。

出所) 経済省資料に基づき、AGRO-T.E.C.E.I作成

アルゼンチンは三年前にこれら輸出税率上昇を図ったが、農業生産者が輸出税率上昇に反発し、政府の世論調査のイメージが下落し、結果として議会選挙の敗北に至った。したがって、財政黒字幅が小さく、2012年から財政赤字を減らすための課税が必要とされているにもかかわらず、新しい大統領の現任期間中には、政府はアグリビジネスへの課税を控え

ることが予測される。しかし、大統領の次期の任期中には、財政赤字補填の施策として、協同組合や中小規模の生産者向けに、大豆への追加の課税への動きが出る可能性がある。大豆はもっとも収益性が高く人気があるが、協同組合や中小生産者による生産はあまり大きくなく、大して損害を生じさせない。一方、大企業は大豆の主生産者であり課税は大きな損害となる。他方、小麦とトウモロコシはここ二年、国内供給量と家計支出における影響が考慮され、輸出には輸出登録制度（R.O.E.: Exporta Operation Regiatry）と呼ばれる定量的な制限（割当、許可等の制限）が行われている。クリスティナ大統領は、2011年から2015年までの任期中、付加価値のある農業輸出を奨励し、外貨を獲得することが必要になるが、その最有力は大豆になると考えられている<sup>130</sup>。

一方、輸入には、肥料、除草剤、殺虫剤に関連する商品を除けば農業関連製品は課税対象には含まれない。しかし2011年11月に肥料、除草剤、殺虫剤の輸入に関していくつかの新しい規制が課された。ただし、これらの規制は一時的なものであり、恒久的な政策と考えられてはいない<sup>131</sup>。

## 2-7-2 中国との通商関係<sup>132</sup>

中国は、基本的に大豆やその副産物に関して、アルゼンチンの農産物の重要な輸入国である。両国はこの関係に強い関心を示しており、二国間協定に調印している。つい最近、ブエノスアイレス州（パンパの中心にある、国内最大の州）が中国福建省（福建省の人口は3,500万人。一方、アルゼンチンの人口は全体で4,000万人）と農業の合弁事業を奨励する合意書に署名をした。加えて、バイオテクノロジーの議論を行う会合が開催され、新しく中国-アルゼンチン間でバイオテクノロジーの問題について協力するグループも設立されている。2010年12月、アルゼンチン外務省は事業、貿易、投資機会に関する国際起業家セミナーを開催し、セミナーでは鉄道（アルゼンチンでの輸送インフラの必要性について）や採掘などの問題が議論された。

さらに2011年1月27日には、アルゼンチンと Beidafuang グループ（中国でもっとも大きな企業のひとつで、大豆加工を行う）の間で交渉がなされた。会談の結果として、リオネグロ州（アルゼンチン南部）の農地の一部が当初2,000万ドルで貸し出されることとなった。3,000ヘクタールに灌漑が行われ、作付けが予想されている。このプロジェクトは向こう20年の間14億5,000万ドルで32万ヘクタールの農地開発を行うものである。この中国との政策関係は、アルゼンチンの農産物（大豆とその副産物、もしくはその周辺作物）の主要消費者である中国との戦略的関係の重要性ゆえに樹立されたものである。

## 2-7-3 メルコスールとの関わり

メルコスールには、当初アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイ（正式加盟）

<sup>130</sup> AGRO-T.E.C.E.I Consultants team

<sup>131</sup> AGRO-T.E.C.E.I Consultants team

<sup>132</sup> 農牧漁業省 web サイト

が含まれていた。後になって、南アメリカのほかの数ヶ国が準加盟国として、あるいは加盟申請国として参加した。メルコスールは発展途上であり、以下のように様々な国・地域と貿易協定を締結あるいは交渉中である。

○メルコスールによって締結された枠組協定および自由貿易協定

メルコスール・チリ ACE35 号  
メルコスール・ボリビア ACE 36 号  
メルコスール・メキシコ ACE54 号  
メルコスール・メキシコ ACE55 号 (自動車協定)  
メルコスール・ペルー ACE58 号  
メルコスール・アンデス共同体 (CAN) ACE59 号  
メルコスール・キューバ ACE 62 号  
メルコスール・イスラエル間の自由貿易協定 (FTA)  
メルコスール・インド間の貿易協定 (APTF)

○交渉継続中および未発効の主な協定

メルコスール・SACU 間の貿易協定  
メルコスール・EU 間の自由貿易協定 (FTA)  
メルコスール・モロッコ間の貿易交渉  
メルコスール・トルコ間の自由貿易協定 (FTA)  
メルコスール・エジプト間の自由貿易協定 (FTA)

出所) JETRO web サイト ([http://www.jetro.go.jp/world/cs\\_america/ar/trade\\_01/](http://www.jetro.go.jp/world/cs_america/ar/trade_01/))

2010 年、アルゼンチンはメルコスールの正式加盟国に向けて、輸出全体の 15% から 19% である 171 億 7,600 万ドルを輸出した。そのほとんどは自動車メーカーの主な産業製品であり、ブラジルに輸出された。アグリビジネスは全体の 30% 以下である。したがって、農業的貿易関係という視点からは、アルゼンチンはメルコスールよりもむしろアジアや世界の他の地域に輸出を集中させている。

メルコスール全体の制度としては、2010 年 8 月 3 日にメルコスール関税コードが採択されている。関税コード導入の目的は輸入関税を取り扱うことである。輸出に関する権利は含まれない。輸出に対しては、各国でそれぞれの国内法令が直接適用される。そのため、農産物 (大豆、小麦、とうもろこし、ひまわり) の項目で述べられたように、農産物の輸出に関する立法権はメルコスールからの影響を受けることはなく、あくまでアルゼンチンにある<sup>133</sup>。

## 2-8 農業輸出統制政策とそれによって起こった農業経営者のストライキ

### 2-8-1 最近の農業輸出統制政策と現在の政策措置

2008 年 3 月の輸出課徴金制度 (大統領命令に基づく決議 125) は、輸出税システムを穀物

<sup>133</sup> Ministry of Economy 資料

価格に基づいて変動させるものであったが<sup>134</sup>、本政策は国内的に大きな議論を引き起こし、農業関係者による大規模なストライキと道路封鎖が発生した。結果として、政府は議会における新しい規約作りを約束せざるを得ず、議会が本プロジェクトを排除するまでおよそ1年間ストライキなどが続いた。

それ以降、輸出税システムに関する大きな変化もしくは議論は起こっていない。また、政府は議会での後退を背景に新たな変革を提案していない。他方、生産者は穀物価格が上昇傾向にあることから極端な行動には出ていない。穀物価格の上昇という好条件と輸出税上昇の凍結を踏まえると、生産者がこれ以上の政府支援を受ける可能性はないと考えられる。

2009年の決議125撤回の後、小麦とトウモロコシの市場に注意が集まった。問題は、どちらの作物も20%と23%の国内備蓄量を別にすれば、輸出割当量があることである。生産者たちが受け取る価格は、税引き後FOB価格から貿易コストを差し引くと、理論的な支払い水準をはるかに下回っている。諸所の点を差し引くと、トウモロコシと小麦は40%の輸出税が課されているのと同じであった。このため、農業部門はしばしば苦情を申し立て、ストライキに至った。しかし、これらの抗議活動は2008年のそれと比べればまだ弱いものである。その理由の第一は、この問題は全ての穀物に当てはまるものではない(2008年の輸出税の上昇は穀物と油糧種子と副産物すべてにおけるものだった)。第二は、政府の巧妙な反応があった。ここ数年間、小麦とトウモロコシの貿易について、いくつかの公式声明が発表されているが、それらは中小規模の生産者が特に重要視されている。今までのところ、これらの計画はどれも実行に移されてはいないものの、これらの発表は、都市部の人々が、政策措置が農業部門支援に向けたものであると考えるような状況を作り出すことに成功している。したがって、進行中の苦情や需要があるにもかかわらず、生産者はトウモロコシと小麦の販売が困難になっている。具体的には、農業者は、農産物輸出によって得られると予想される価格よりもはるかに安い価格で輸出せざるを得ないばかりでなく、これらの混乱のため、アルゼンチンの農産物自体が一定期間買い手の注目を集めなくなった<sup>135</sup>。以下では、トウモロコシと小麦の需給状況を示している。

---

<sup>134</sup> National Office of Agricultural Commercial Control (ONCCA) 資料

<sup>135</sup> AGRO-T.E.C.E.I Consultants team

図表 2-12 アルゼンチンの小麦需給動向（千トン）

	07/08	08/09	09/10	10/11	11/12
作付面積 (ha)	5,947	4,732	3,552	4,375	4,156
収穫率 (%)	98%	90%	98%	99%	99%
単収(100kg/ha)	28.2	19.7	25.1	33.8	34.4
生産量	16,350	8,372	8,750	14,720	14,200
期初在庫量	1,954	4,181	3,017	3,209	4,379
総供給量	18,304	12,553	11,767	17,929	18,579
未製粉小麦輸出量	9,450	5,366	3,783	7,800	8,000
製粉量	6,173	5,990	6,295	6,400	6,400
小麦粉輸出量	954	1,031	950	950	950
飼料・種子用途	600	480	280	550	500
残差	-2,100	-2,300	-1,800	-1,200	-500
総需要量	14,123	9,536	8,558	13,550	14,400
期末在庫量	4,181	3,017	3,209	4,379	4,179

資料)：農牧水産省データと AGRO-T.E.C.E.I の推計に基づき作成

図表 2-13 アルゼンチンのトウモロコシ需給動向（千トン）

	07/08	08/09	09/10	10/11	11/12
作付面積 (ha)	4,240	3,498	3,253	4,001	4,602
収穫率 (%)	80%	76%	82%	80%	80%
単収(100kg/ha)	64.9	49.4	84.6	67.5	55.7
生産量	22,000	13,121	22,676	21,600	20,500
期初在庫量	2,539	3,065	1,984	2,937	3,437
総供給量	24,539	16,186	24,660	24,537	23,937
輸出量	14,154	10,020	15,980	14,500	12,300
産業用途	2,920	3,232	3,643	3,700	3,800
その他用途	4,400	4,350	4,400	4,500	4,600
残差		-3,400	-2,300	-1,600	
総需要量	21,474	14,202	21,723	21,100	20,700
期末在庫量	3,065	1,984	2,937	3,437	3,237

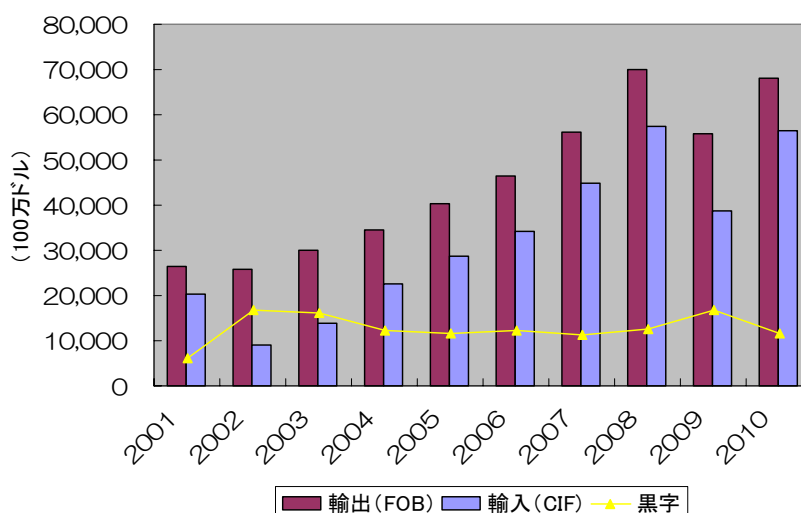
資料)：農牧水産省データと AGRO-T.E.C.E.I の推計に基づき作成

## アルゼンチンの輸入規制

アルゼンチンは左派・保護主義的傾向を持つキルチネル政権が2003年に成立後、輸入管理政策を導入しており、2003年には自動的事前輸入許可（LAPI）、2004年には非自動的事前輸入許可（LNAP）を規定している。LNAPは導入当初は、規定の家電製品“白物”（冷蔵庫、コンロ、洗濯機等）が対象品目であったが<sup>136</sup>、近年は急激な輸入増加から国内産業を保護するセンシティブ品目と呼ばれる品目を対象品目としている。センシティブ品目には洗濯機、オートバイ、自転車タイヤ、自転車、カーペット、履物、玩具、紙などが含まれる<sup>137</sup>。また政府は2010年5月、小売業者に対して、国内調達可能な商品の輸入を禁止するとの動きを見せたが、国内外からの反発を受けて断念する等が起こっており、政府による特定の産業に対する輸入抑制も行なわれていることになる。その他、2010年12月にも政府が自動車輸入業者に対し、11年の自動車輸入額を前年比20%削減するよう指示したことが報じられている。さらに11年2月に政府は自動車業界に対し、各社に自動車1台の輸入に際して同等額の輸出が行われたい限り、輸入を認めないと通告、その後、業界各社の多くは政府との協議を通じて輸出計画書を提出するに至っている<sup>138</sup>。

アルゼンチン政府は、上記のようにLNAPを中心とした輸入抑制策を断続的に行っているが、これは輸入額の伸び率が輸出額のそれを上回り貿易黒字額が漸減していることへの対策である。

図表 2-14 アルゼンチンの貿易収支と輸出入の推移



出所：国家統計センサス局の資料を元に作成

アルゼンチン政府は2011年2月に特定品目の輸入許可をLAPIからLNAPに移行し、LNAP適用品目は従来の約400品目から農業機械などを加え約600品目に拡大するなど、輸入規制を進めてきた。なおブラジルも対抗措置としてNLAPを制定しており、2011年2月のアルゼンチンによる本措置は2011年5月のブラジルによる自動車に対するLNAPの報復発動の引き金になった。

政府はその後、さらに2012年2月より二つの官庁（公共歳入連邦管理庁（AFIP）と国内商業庁）が輸入取引に対する事前申告を求め、保護主義政策が加速することとなった。二つの事前申告の内容はそれぞれ以下の通りである。

図表 2012年2月の輸入事前申告内容と担当官庁

担当官庁	申告内容
公共歳入連邦管理庁	- すべての消費財の輸入取引に対し事前に宣誓供述書（DJAI）



	<p>の提出を義務付け</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 原則として申告後 72 時間以内、必要に応じて最大 10 日まで、申告内容を審査。(国内商業庁は 15 日営業日以内に実施すること説明している)</li> <li>- 同庁のウェブサイト上でまず輸入業者の登録キーを入力し、その後は「Kit Maria」と呼ばれる貿易システムを通じて DJAI を申告する</li> <li>- DJAI は申告後 180 日間有効</li> </ul>
国内商業庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 「輸入注文フォーム」を輸入前に、取引ごとに国内商業庁にメールで送付。</li> </ul>

出所：通商弘報 2012 年 2 月 1 日、2012 年 1 月 17 日、2012 年 1 月 25 日

これら 2 つの輸入事前申請提出指示が出された経緯は以下のようなものである。

公共歳入連邦管理庁が 1 月 10 日付の決議第 3252/12 号ですべての消費財の輸入取引に対して事前の宣誓供述書提出を義務づけた。これに対して国内商業庁は当初、本発表に賛同していたが、その後公共歳入連邦管理庁が提出を義務付けた宣誓供述書とは別に国内商業庁はアルゼンチン商工会議所 (CAC) とアルゼンチン輸入業者協会 (CIRA) の各会頭に「輸入注文フォーム」を会員企業などに配布するように 1 月 24 日に指示し、それによる事前申告を求めた。このように輸入取引事前申告制度が公共歳入管理庁と国内商業省の二省庁から出された結果、保護主義政策は加速している。現在、国内輸入業者には混乱が生じており、産業界からは生産に必要な原材料や中間財の輸入が滞り、生産に支障を来すのではないかと懸念がでている。アルゼンチン工業連盟 (UIA) も政府に対して、規制の延期を求めている。なお、国内商業庁長官はアルゼンチンの保護主義政策に対して強い影響力を持つギレルモ・モレノである。

## 2-8-2 実施されなかった多くの公式声明

以下の公式声明は農業関連の政府公式声明であるが、いずれも実施されなかったものである<sup>139</sup>。

- ・ 2009 年、クリスティナ・フェルナンデス大統領は生産者に小麦 800 トンまでの輸出税を返還すると発表した。23,000 以上の生産者が想定されていたが、支払いは 1,000 にも満たなかった。

- ・ 大統領は Plus Wheat Program の導入を 2009 年に約束した。これは、大豆の拡大を避けるため、小麦の収穫が増える限り、その保留分を漸進的に減らして利益を出すという計画だった。しかし、実際には本措置は導入されなかった。また本プログラムはトウモロコシにも適用されると考えられていたため、トウモロコシの収穫は増えたが、保留量は減らなかった。

- ・ 2009 年 10 月、大統領は穀物輸出を恒久的に開放するという法令を政府が命じると公表し

た。しかしそれはまったく実行されず、1ヶ月後にギレルモ・モレノ国内商業省長官が輸出と輸出実施の登録（R.O.E.: Exports Operation Registry）の適用期間を延長するという新しい合意にサインしただけだった。

・新しい農牧漁業大臣、ジュリアン・ドミンゲスは2009年終わりに就任し、「政府は中小規模の生産者がトウモロコシと小麦を正当な値段で売るために、あらゆる手をつくす」と述べ、同時に、彼は生産者に支払われる価格の割引率が現在20%に達していると認めた。それ以降、生産者が最高40%を割り引かれる例が多発している。現在、小麦のFOB価格は1トン当たり240USドルであり、彼らは1トン当たり175USドルでの販売が可能であるべきだが、買い手は150USドル以上の額を提示しない。

・任期期間中、ドミンゲスは市場の歪みを正す措置のすべては内閣のメンバーである国内商業庁長官のギレルモ・モレノによって促されたものだという声明を出している。ドミンゲスは収穫の調査に着手し、違反の報告のための無料のホットラインを設け、生産者が収穫を続けるよう金利ゼロパーセントの融資を開始するとした。しかし、実際には行われなかった。

・最近、政府は小麦の取引システムを再形成すると発表した。総生産のうち40%を国内市場のために保持する一方で、残りを自由に輸出するというものである。詳細は以下の通りである。

- 1) 2011/2012年の総収穫量のうち、700万トン在国内市場のために確保する予定である。
- 2) もし国内で700万トンを上回る需要が生じた場合、輸出業者がその需要分を供給する
- 3) 一度輸出可能な余剰が生じた場合、政府が必要な輸出実施登録（R.O.E.: Exports Operation Registry）を行う
- 4) 輸出可能な余剰分は2012年1月1日時点での国内生産に基づいて決定する
- 5) 輸出実施登録（R.O.E.: Exports Operation Registry）を得るために、輸出業者は国内市場での購入の証拠を提出しなければならない
- 6) 購入はどのような方法によっても可能であるが、その購入はTrade Stockに登録されている必要がある
- 7) 購入契約は契約締結後最低90日間で実施しなくてはならない
- 8) 生産者への購入価格は、農牧漁業省によって発表された理論的なFAS価格でなければならない
- 9) 輸出実施登録（R.O.E.: Exports Operation Registry）は中小規模の生産者から購入し

ていることを証明できるものにもみ与えられる

本システムは1月31日から導入される予定であったが、実際には導入されていない。

なお、現在、国内の多くの地域での厳しい旱魃により、生産者は再びいくつかの要求をし始めている。彼らは農業の緊急事態宣言（地方税や市税の支払いの遅延）の発出や輸出税（国税）の削減を求めている。生産者はいくつかの地域で非常事態宣言を発出させることができた。旱魃が続く限り、要求が高まることが予想されるが、2008年のレベルの混乱には至らないだろうと考えられている。また旱魃を理由とした輸出税削減の可能性はかなり低い。

## 2-9 日本からの農業輸入における、日本での原子力発電所の事件の影響

特筆すべき影響はない。アルゼンチンと日本の商取引は少なく、加えて、アルゼンチンは基本的に食料よりも工業製品を輸入しているためである。

アルゼンチン政府の日本との外交政策に求められているのは、できる限りの投資の奨励と二国間関係の強化をして、アルゼンチンは日本との乏しい取引を向上させることである。アルゼンチンからは、原発による汚染についてははっきりとした政策は現在も、そしてこれからもとられることは考えられない。